

令和3年度 呉市立蒲刈小学校生徒指導規程

校番（32）呉市立蒲刈小学校

第1章 総則

（目的）

第1条 この規程は、本校の教育目標を達成するためのものであり、児童が自主的・自立的に充実した学校生活を送る上で必要な事項を定めるものである。

第2章 学校生活に関すること

（授業規律）

第2条 意欲的な学習につなげるために次のことを心がける。

- (1) 授業の始業前に席についておく。
- (2) 休憩時間には、授業の準備や用事を済ませる。
- (3) 始業、終業のあいさつは姿勢を正してきちんとする。
- (4) 授業中、発言する時は挙手を行い、指名を受けたら返事をして立って発表する。

（学校生活）

第3条 社会の一員としてふさわしい行動を身に付けるよう心がける。

- (1) 5分前行動し、次の活動への意識を高める。
- (2) 「おはようございます」「さようなら」「ありがとうございます」「失礼します」など気持ちのよい挨拶をする。「はい」「いいえ」「・・・です」などはっきり最後まで話し、敬語を正しく使う。
- (3) 靴、シューズ、トイレのスリッパをきちんとそろえる。
- (4) 校舎内外の美化に努める。
- (5) 公共物を傷つけたり、破損したりしないようにする。もし、破損したら教師に届ける。器物破損は、原則として弁償する。
- (6) 貴重品（多額のお金など）は持ってこない。持ってきたときは、教職員に預ける。
- (7) 携帯電話など、学校生活へ不要なものは、もってこない。もってきた場合は、担任が預かり、後日、保護者に返却する。
- (8) 薬やリップクリーム等が必要な時は保護者から担任に連絡し連絡の上持ってくる。
- (9) 土曜日、日曜日、祝日、休暇中に校舎・校具を使用したい場合は、学校長の許可を得る。

（登下校）

第4条 事故の無いように安全に注意し登下校を行う。

- (1) 7時30分～8時00分に登校する。（8時10分始業）
- (2) 登下校には安全な通学路を通る。
- (3) 下校時刻は、午後4時15分とし、3月から10月末までは午後5時に、家に帰る。11月から2月末までは、午後4時30分までに、家に帰る。
- (4) 登校後は校外に出ない。忘れ物があっても、取りに帰らない。
- (5) 登下校中の買い食いは禁止する。（休業中も同様である。）
- (6) 自転車による登下校は禁止する。
- (7) 下蒲刈・田戸・宮盛・大浦の児童はスクールバスを利用して通学をする。

（スクールバスの利用について）

- ① 時間を確認し、5分前にはバス停に着いておく。
- ② 乗り降りの時には、運転士さんに挨拶する。
- ③ 決められた席に座る。
- ④ 車内では、席を立たない等、乗車マナーをしっかりと守る。

- ⑤ 車内では、飲食をしない。
- ⑥ 降車時には特に周囲の状況に注意する。

(服装)

第5条 清潔で、場に合った服装をする。

- (1) 私服とする。華美にならないように、活動に即し季節に沿った服装をする。
- (2) 靴・靴下は華美でなく、動きやすいものとする。
- (3) 防寒具
 - ① 登下校時は防寒着を着用してもよい。(着衣の簡単なもの)
 - ② 歩行中は、フードをかぶらない。
 - ③ 手袋、マフラー、**ネックウォーマー**の着用は可とするが、校舎内では使用しない。
- (5) 体操服：白色の丸首で襟のない体操シャツ、紺色のハーフパンツを基本とする。(水泳指導時の水着は、スクール水着を基本とする)
- (6) 上履き：スクールシューズを基本とする。(シューズの先の色は、青又は赤とする。)
- (7) 体育館シューズ：スクールシューズを基本とする。(シューズの先の色は、男女とも白)
- (8) カバン：ランドセルとする。体操服など荷物が多い場合は、補助用のものを用意しても良い。

(髪型)

第6条 清潔で小学生らしい髪型とする。

- (1) 長さは特に制限しないが、肩より長くなったら、束ねたり、とめたりする。前髪は、目にかからないようにする。髪留めやゴムは、安全で華美でないものとする。
- (2) 染色・脱色などは、禁止する。

(化粧・装飾・装身具)

第7条 次のことを禁止する。

- (1) ピアス、ネックレス、ブレスレットなどの装身具
- (2) 口紅、マニキュア等の爪への装飾
- (3) 違反があった場合、児童本人に指導後、保護者に連絡をして指導を行う。

(校外生活)

第8条 校外では、次のことを心がける。

- (1) 用事がないのに、店には行かない。
- (2) 外出するときは、必ず保護者に行動予定を知らせる。
- (3) 学校が指導する危険な遊び、危険な場所での遊びはしない。
- (4) 遊技場(ゲームセンター、カラオケ、ボウリング場、映画館等)へは、児童だけで入らない。

第3章 特別な指導等に関する事

(指導及び反省等)

第9条 次の問題行動があった場合、保護者と連携し、学校反省指導を行う。

- (1) 児童間のトラブル。
- (2) 悪意をもって物を壊す。
- (3) 悪意をもって物を紛失させる。
- (4) 悪意をもって物を壊した場合及び悪意をもって物を紛失させた場合については、いずれの場合においても、加害児童の保護者が弁償する。

(問題行動への特別な指導)

第10条 次の問題行動を起こした児童で、教育上必要と認められる場合は、保護者と連携を図り、警察や関係機関等とも連携し特別な指導を行う。

- (1) 法令・法規に違反する行為
 - ① 飲酒・喫煙
 - ② 窃盗・万引き
 - ③ 交通違反
 - ④ その他法令・法規に違反する行為
- (2) 本校の「きまり」などに従わない行為
 - ① いじめ、暴力行為
 - ② 指導に従わないなどの指導無視及び暴言等
 - ③ その他、学校が教育上指導を必要とすると判断した行為

(特別な指導の内容)

第11条 特別な指導のうち、反省指導は次のとおりとする。

- (1) 説諭
- (2) 学校反省指導(別室反省指導・授業反省指導、奉仕活動 等)
- (3) 家庭反省指導(※1)

(反省指導)

第12条 反省指導は、原則として学校反省とし、**生徒指導主事、担任を中心に全教職員が組織的に対応する。**ただし、状況においては家庭反省(※1)を行う場合がある。

- (1) 説諭は、担任と生徒指導主事、管理職が指導する。
- (2) 学校反省は、登校させて別室で行う別室反省と通常の学校生活(授業等)で行う授業反省の2段階とする。別室反省指導及び授業反省指導は、**生徒指導主事と担任を中心に全教職員があたる。**
- (3) 反省指導期間中にある学校行事への参加は別途協議する。

(反省指導の期間)

第13条 別室反省指導の期間は、おおむね3日から5日とし、授業反省指導の期間は、おおむね5日から10日とする。ただし、問題行動の程度や繰り返し等により指導期間を変更することがある。

※1 家庭反省を行わせる場合は、週休日及び休日を活用して実施する。~~担任が必要に応じて家庭訪問を行う。~~

付則

この規程は、平成24年 1月10日から施行する。
平成24年 5月10日一部改正する。
平成26年 4月17日一部改正する。
平成29年 3月1日一部改正する。
平成31年 3月29日一部改正する。
令和2年 2月5日一部改正する。
令和3年 3月17日一部改訂する。